

広島県告示第五百六号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十九年五月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 区域

府中市

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
平成一九年六月四日	午後一時～午後四時	上下町民会館
平成一九年六月五日	午前九時～午前一時 午後一時～午後四時	下川辺公民館（クルトピア明郷） 北公民館
平成一九年六月六日	午前九時～午後四時	府中市文化センター
平成一九年六月七日	午前九時～午後四時	
平成一九年六月八日	午前九時～午後〇時	

四 所在場所における定期検査（ひょう量1トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
平成一九年六月四日～ 平成一九年八月三日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

社団法人 広島県計量協会